



役に立つ葬儀の話 Vol.76

「エンディングノート」

ひと昔前までの『死』に対しての印象は、縁起でもないという事で極力避けられがちだったかと思います。ここ数年の間で、いつか訪れる『死』に対しての意識や考え方も変わり、終活という単語も聞き慣れるようになりました。終活ブームの時に、積極的に終活をしている方もいらっしゃったのではないかでしょうか。

なぜ、ここまで積極的に終活をされるのかと言うと、やはり一番は、『家族に迷惑をかけたくない』、という気持ちが皆さんにあるからでしょう。また、自分の最期は自分で決めておきたいという気持ちもあるのかもしれません。

終活をするにあたって、一番に思いつく事といえば、エンディングノートかと思います。エンディングノートとは、遺言書とはまた違うもので、人生を振り返り、家族に自分の想いを伝える事もできます。自身の葬儀はどこでしてほしい、誰を呼んでほしい、家族だけで送ってほしい、お墓の事、または散骨してほしい、介護の事など、残された家族がどうしたら良いのか困らないよう決定の手助けとなる事も自由に書く事ができます。実際、喪主になる立場の人が故人と縁のあった方の連絡先を知らず、連絡したくても連絡できない事はよくあります。エンディングノートに、葬儀に来て欲しい人の名前や連絡先などを書いておくと良いでしょう。

また、遺言書とは違法的な効力はないので、決められた形式で書かなければいけないという事もありません。普段は恥ずかしく中々伝える事が出来ない方は、エンディングノートに家族への感謝の気持ちを書き記すこともできます。家系図を作成できるエンディングノートもあるのですが、先月号でお話したとおり、家系図を書いてみると、先祖や親族を改めて振り返る事もでき、視覚的にも自身や先祖のルーツなど色々考えさせられ、先祖に思いを馳せる事も出来ます。エンディングノートは書き足したり修正したりもできるので、都度見返した方が良いでしょう。年数が経つと考え方なども変わることがありますので、何年かに一度は見返して書き直しても良いと思います。数年後に見返すと違う気付きがあることがあります。

エンディングノートを書く事で、今までの人生を振り返り『死』に対して前向きに考え、残された人生を良いものにしようと思えるきっかけにもなると思います。エンディングノートを一冊書くとなると、中々大変かと思いますが、まだエンディングノートを書いたことがない人や、考えた事もない人は、自分の人生の最期をどのように終えたいか、考えてみるきっかけになるのではないでしょうか。ドリーマーでは事前相談の際に、ご希望の方にはエンディングノートを無料でお渡ししておりますので、お気軽にお声がけください。



加地敦史

遺言では実現できない新たな相続対策シリーズ㉒

認知症対策として成年後見制度があるって聞いたけど…?

~復習編~

ご本人が認知症になると、生前贈与、遺言作成等の生前の資産承継対策、預貯金の引出、不動産の処分等の財産管理をご本人のほか、ご家族も行うことができなくなります。認知症発症後の対応と、認知症発症前の対策として次の制度があります。→①成年後見制度（認知症後の対応方法）、②任意後見制度（認知症前の対策）、③家族信託（認知症前の対策）

①成年後見制度（認知症後の対応方法）

「ご本人のため」に財産をしっかりと守る。



ご本人の財産管理は、家庭裁判所の監督のもと成年後見人が行います。成年後見人は家庭裁判所に対し、定期的にご本人のために行った財産管理の内容を報告する義務があり、ご本人が亡くなるまで成年後見人の仕事は続きます。成年後見制度の財産管理は、ご本人にとって本当に意味のある合理的な支出ししか認められず、相続人や家族にメリットのあるような行為、例えば、相続対策としての生前贈与、生命保険契約、投資商品の購入、借入、財産の処分等はできません。

また、成年後見人は家庭裁判所の職権で選任されるため、財産がある方は選任されにくく、第三者専門職（司法書士、弁護士等）が選任される可能性が高くなります。専門職が後見人となると、毎月の報酬が必要になり、その費用はご本人が亡くなるまで続くため、数百万単位での出費となります。（※将来変わる可能性もあります）

次回は、②任意後見制度（認知症前の対策）について解説していきたいと思います。
やまびこグループ 司法書士/行政書士/相続資産コンサルタント 進藤 裕介

一日一組 完全貸切の
家族葬ホール

ドリーマー 家族葬ホール 飯岡



館内



控室



告別式場

18名様までの少人数の葬儀に適した式場です。自然光を取り入れることで、落ちていた霧囲気の中、故人様とのお別れのひと時をお過ごし頂けます。モダンな祭壇と色とりどりのお花で、故人様らしさを表現することが可能です。



事前相談・施設見学等、お気軽にご連絡下さい。

0120-44-5880

ドリーマー家族葬ホール飯岡
西条市飯岡1998-2